

観光圏の特例制度

観光圏に対する支援として、観光圏整備法に以下の特例を設けている。

○手続き緩和に関する特例

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の特例

農山漁村交流促進事業に関する事項を定めた整備実施計画の認定を「農林漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に定める活性化計画の提出とみなし、交付金の交付が可能となる。

国際観光ホテル整備法の特例

宿泊サービスの改善・向上等に関する宿泊約款の変更に関する事項を記載した整備実施計画の認定を受けた場合、「国際観光ホテル整備法」に基づく届出を行ったものとみなす。

共通乗車船券の特例

割引周遊切符に関する事項を記載した整備実施計画の認定を受けた場合、道路運送法や鉄道事業法等で必要な届出を行ったものとみなす。

道路運送法の特例

路線バスの運行回数の増加に関する事項を記載した整備実施計画の認定を受けた場合、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

海上運送法の特例

一般旅客定期航路の運航回数の増加に関する事項を記載した整備実施計画の認定を受けた場合、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

○旅行商品の販売に関する特例

旅行業法の特例

- ・滞在促進地区内の宿泊業者（ホテル・旅館等）が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができる（観光圏内限定旅行業者代理業）。
- ・上記の場合、旅行業法上で求められる旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を観光圏内限定旅行業務取扱管理者として選任することで足りる。

○その他の特例

認定観光圏案内所の特例

- ・情報提供の充実に関する観光案内所の運営について記載した整備実施計画の認定を受けた場合、「認定観光圏案内所」の名称が使用可能となる。

※観光圏整備実施計画に関連した特例

都市再生整備計画事業の施行地区の要件

- ・社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の施行地区の要件の一つとして、観光圏整備実施計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）に該当する場合が定められている。